

## マイナンバーカードで受診をすると、どんないいことがありますか？

マイナンバーカードで受診すると、ご本人が同意をすれば、今までに使った薬の正確な情報や、過去の特定健診結果を、医師・薬剤師等と共有できることで、より多くの情報に基づいて、より良い医療を受けることができます。

例えば、他の医療機関や診療科で処方された薬剤や過去の特定健診結果がわかることで、口頭では説明しきれない事項も含めた、正確な情報に基づいた総合的な診断を受けられることや、重複する投薬や避けるべき投薬を回避し適切な処方を受けられるなどのメリットがあります。

(参考：マイナンバーカードで受診することのメリット)

- ・ 自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、口頭ではなく正確なデータで、医師等に伝えることができる。
  - ・ 別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の情報も含めて情報提供ができる。お薬手帳には記載されていない、入院中の薬剤や院内処方の医療機関で投薬された薬剤も含め、網羅的な情報が記載されている。
- ※ ただし、レセプト情報であるため、1～2か月程度のタイムラグがあります。
- ・ 上記のとおり、同意することで、より多くの種類の情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避し適切な処方を受けることができ、より良い医療を受けられる。

## マイナンバーカードで受診し、情報提供に同意すると、なぜ自己負担が増えるのですか？

我が国の医療保険制度の仕組みとして、より良い医療を受けることで、患者の方にもその分一定のご負担をいただいています。

より良い医療を受けられるというメリットを踏まえ、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

※ 今回の仕組みは、患者の方に同意いただくことで、薬剤情報等を提供するという、従来の保険証にはない機能を利用することによるものです。なお、同意がない場合には、従来の保険証で受診した際と同じ負担となります。

※ マイナンバーカードで受診しない場合にも、初診の場合に限り、「オンライン資格確認」を導入している医療機関や薬局においては一定のご負担をいただいています。これは、「情報を活用してより良い医療を提供できる体制となっていること」について、令和6年3月31日まで時限的に評価しているものですので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 「データヘルス改革」とは何ですか？

急速に少子高齢化が進む我が国においては、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現してきた社会保障制度を維持しながら、一人ひとりの健康寿命をさらに延ばしていくという未曾有の課題に取り組んでいます。

この取組のカギとなるのが、ICT等の技術革新を最大限利活用することです。

これまでは、データが分散していたり、紙で保存されていたりしており、相互につなげることができず、データを十分利活用することができていませんでした。

データヘルス改革では、データを有機的につなげ、ICT等の技術革新を利活用することで、利用者目線で、より効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を行い、健康寿命をさらに伸ばしていくことを目指しています。

## マイナンバーカードの健康保険証利用によって、なぜデータヘルス改革が進むのですか？

データヘルス改革を進め、保健医療情報を利活用していく「基盤」となるのが、**確実な本人確認**です。プライバシー性の高い保健医療情報を扱うため、確実に本人確認を行う仕組みが必要になります。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を使うことで、確実にかつ速やかに本人確認を行う仕組みです。

また、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようにすることで、医療機関や薬局のデジタル化とネットワーク化が進み、関係者間で安全な形で情報を利活用することができる基盤となります。

このような「基盤」ができることで、データヘルス改革が進んでいきます。

## 「マイナポータル」とは何ですか？

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、自分専用のサイトです。

健康・医療情報としては、医療機関を受診し、薬局等で受け取ったお薬の情報や、特定健診結果などをいつでも確認することができます。

## マイナンバーカードを健康保険証利用することによるセキュリティ面は問題無いのですか？

マイナンバーカードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。また、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みとなっています。

マイナンバーカードで情報を利活用するためには、医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では暗証番号が必要です。

このような仕組みですので、キャッシュカードのように持ち歩いても大丈夫です。

ただし、失くさないように注意してください。万が一、紛失してしまっても一時利用停止が可能で、24時間365日対応しています。マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡下さい。